

内閣府
○法務省令第 号
財務省

会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第七十号）の施行に伴い、内閣府、法務省及び財務省の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和 年 月 日

内閣総理大臣 菅 義偉

法務大臣 上川 陽子

財務大臣 麻生 太郎

内閣府、法務省及び財務省の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令の一部を改正する命令

内閣府、法務省及び財務省の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報

通信の技術の利用に関する命令（平成十七年法務省令第二号）の一部を次のように改正する。
内閣府

財務省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| | | |
|-------|-------------|--|
| 改 正 後 | 別表第一（第三条関係） | <p>社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）</p> <p>第十二条第三項（第四十八条並びに附則第十条、第十九条、第二十七条第一項、第二十八条第一項、第二十九条第一項、第三十条第一項、第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十四条第一項、第三十五条第一項及び第三十六条第一項において適用する場合を含む。）、第三十九条において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百三十一条第二項及び第七百三十五条の二第二項、第四十五条第二項（第四十八条並びに附則第十条、第十九条、第二十七条第一項、第二十八条第一項、第二十九条第一項、第三十条第一項、第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十四条第一項、第三十五条第一項及び第三十六条第一項において適用する場合を含む。）及び附則第十一条（第四十八条並びに附則第十条、</p> |
| 改 正 前 | 別表第一（第三条関係） | <p>社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）</p> <p>第十二条第三項（第四十八条並びに附則第十条、第十九条、第二十七条第一項、第二十八条第一項、第二十九条第一項、第三十条第一項、第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十四条第一項、第三十五条第一項及び第三十六条第一項において適用する場合を含む。）、第三十九条において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百三十一条第二項、第四十五条第二項（第四十八条並びに附則第十条、第十九条、第二十七条第一項、第二十八条第一項、第二十九条第一項、第三十条第一項、第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十四条第一項、第三十五条第一項及び第三十六条第一項において適用する場合を含む。）及び附則第十一条（第四十八条並びに附則第十条、第十九条、第二十七条第一項、</p> |

| | |
|------------------------|---|
| | <p>第十九条、第二十七条第一項、第二十八条第一項、第二十九条第一項、第三十条第一項、第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十四条第一項、第三十五条第一項及び第三十六条第一項において適用する場合を含む。）</p> |
| <p>〔略〕</p> | |
| <p>別表第二（第五条関係）</p> | |
| <p>社債、株式等の振替に関する法律</p> | <p>第三十九条において準用する会社法第七百三十一条第三項（第一号に係る部分に限る。）及び第七百三十五条の二第三項（第一号に係る部分に限る。）、附則第十三条（第一号に係る部分に限り、附則第二十七条第二項、第二十八条第二項、第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項、第三十二条第二項、第三十四条第二項、第三十五条第二項及び第三十六条第二項において準用する場合を含む。）及び附則第二十一条（第一号</p> |
| | <p>第二十八条第一項、第二十九条第一項、第三十条第一項、第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十四条第一項及び第三十六条第一項において適用する場合を含む。）</p> |
| <p>〔同上〕</p> | |
| <p>別表第二（第五条関係）</p> | |
| <p>社債、株式等の振替に関する法律</p> | <p>第三十九条において準用する会社法第七百三十一条第三項（第一号に係る部分に限る。）、附則第十三条（第一号に係る部分に限り、附則第二十七条第二項、第二十八条第二項、第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項、第三十二条第二項、第三十四条第二項、第三十五条第二項及び第三十六条第二項において準用する場合を含む。）及び附則第二十一条（第一号に係る部分に限る。）</p> |

| | |
|--------------------|------------|
| 備考 表中の「」の記載は注記である。 | に係る部分に限る。） |
|--------------------|------------|

附 則

この命令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（令和三年三月一日）から施行する。